

令和3年3月18日
 教育委員会事務局
 健康体育課学校体育係
 内線 4712

群馬県部活動運営の在り方検討委員会からの提言について

1 提言の趣旨

教職員の多忙化解消への対応及び持続可能な部活動運営の一層の充実に向けた方向性を示す

2 提言の骨子 詳細は別紙参照

(1) 部活動総量の適正化に向けて

- ・ 中体連、高体連、競技団体等が主催する大会や練習会の開催日数、参加者数等に係る事業量調査を継続して実施
- ・ 大会や練習会等の実施については、事業量調査に基づき、内容を精選して効率的、効果的な取組を推進

(2) 部活動数の適正化に向けて

- ・ 学校における適正な部活動数の基準として、1つの部に2人以上の顧問を配置できる部活動数が望ましいことを提示

(3) 部活動に関わる教職員の負担軽減に向けて

- ・ 生徒引率に携わることができる教職員の対象者を拡大して、負担を軽減

※ 本提言の配付先

高等学校、市町村教育委員会、学校体育団体、スポーツ競技団体、学校の文化部に関係する団体 等

3 群馬県部活動運営の在り方検討委員会について

(1) 構成

市町村教育委員会代表、学校体育及び文化団体代表、スポーツ協会及び競技団体代表、PTA関係者、県関係行政機関代表 等（事務局：県教育委員会）

(2) 検討事項

- ・ 部活動指導における教職員の多忙化解消に関する事
- ・ 生徒数の減少、学校規模縮小に伴う対応に関する事
- ・ 部活動に対するニーズの多様化への対応に関する事
- ・ 国が示している休日部活動の段階的な地域移行に関する事 等

(3) 検討の経過

提言策定に向けて、群馬県部活動運営の在り方検討委員会を設置し、以下の日程で検討

令和2年	8月	7日	(金)	第1回中学校ワーキンググループ会議
				第1回高等学校ワーキンググループ会議
	9月	9日	(水)	第1回部活動運営の在り方検討委員会
	9月	16日	(水)	第2回中学校ワーキンググループ会議
		17日	(木)	第2回高等学校ワーキンググループ会議
	10月	22日	(木)	第2回部活動運営の在り方検討委員会
令和3年	1月	28日	(木)	第3回中学校ワーキンググループ会議
		29日	(金)	第3回高等学校ワーキンググループ会議
	2月	17日	(水)	第3回部活動運営の在り方検討委員会

4 県教育委員会としての対応

本提言を踏まえ、効率的・効果的な部活動運営の一層の充実に向け、市町村教育委員会、各学校、学校体育団体等と連携して、具体的な取組を推進するとともに、引き続き検討を行う

群馬県部活動運営の在り方について【提言R3】

令和3年3月15日 群馬県部活動運営の在り方検討委員会

提言にあたって

- ☑ 「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言において、「部活動の適正化」の取り組むべき方向性が示されている。
- ☑ 県教育委員会が実施している「部活動状況調査」の結果において、平日の活動時間は、おおむねガイドラインに準じているが、週休日の活動時間は、長くなる傾向にある。
- ☑ 部活動には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」「少子化による生徒数の減少や学校規模の縮小」「生徒や保護者のニーズの多様化」「競技力・指導力向上」等、様々な課題があると考えられる。

上記課題に対応するため、令和3年度以降の取組の方向性について、以下を提言する。

なお、県及び市町村教育委員会、学校体育団体（注1）、スポーツ競技団体（注2）、学校の文化部に関連する団体（注3）、学校、教職員は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」や「適正な部活動の運営に関する方針（県のガイドライン）」を踏まえて連携し、保護者や地域からの理解と協力を得ながら、持続可能な部活動運営が図られるよう配慮されたい。

- （注1） 県中学校体育連盟・県高等学校体育連盟・県高等学校野球連盟 （注2） 県スポーツ協会に加盟しているスポーツ競技団体
（注3） 県高等学校文化連盟及び県吹奏楽連盟等

第1 部活動総量の適正化に向けて

【現状及び課題等】

各団体を対象とした「部活動等に係る大会・練習会等事業量調査」（令和2年12月）によると、中学校の部活動においては、スポーツ競技団体及び学校の文化部に関連する団体の主催する事業数に比例して、実施日数・参加人数が多くなる傾向がある。また、高等学校の部活動においては、部員数に比例して実施日数・参加人数が多くなる傾向があり、学校体育団体・学校の文化部に関連する団体の主催する事業割合が高くなっている。

各団体が主催する事業において、慣例での実施やスケジュールの過密化、学校体育団体・学校の文化部に関連する団体以外が主催する事業を教職員が運営している等の現状があり、各団体が事業を精選し、「適正な部活動の運営に関する方針（県のガイドライン）」にのっとり部活動運営を更に進めていく必要がある。

【取り組むべき方向性等】

- | | |
|---|--|
| 県教育委員会 | <ul style="list-style-type: none">○ 学校及び学校体育団体、スポーツ競技団体、学校の文化部に関連する団体に対し、部活動の意義や目的、趣旨を踏まえた「事業の精選による効率的・効果的な部活動の推進」について周知し、実効性のある取組を促すこと。○ 「部活動等に係る大会・練習会等事業量調査」のフォローアップを継続して行うこと。 |
| 学校体育団体
スポーツ競技団体
学校の文化部に
関連する団体 | <ul style="list-style-type: none">○ 関係団体と「大会や練習会等の「実施日数」、「参加人数」の削減」等について協議し、総量調査に基づいて削減に向けた実効性のある取組を進めること。 |
| 学 校 | <ul style="list-style-type: none">○ 学校体育団体・学校の文化部に関連する団体以外が主催する大会や練習会等について、主催者や事業目的等を吟味し、「生徒や教職員の負担感」、「必要性」等の視点で精選した上で参加するよう努めること。○ 自校のガイドラインを遵守した部活動運営を進めること。 |

第2 部活動数の適正化に向けて

【現状及び課題等】

学校体育に関する調査（令和2年5月）によると、1つの部活動に配置している顧問の人数は、中学校において約1.7人、高等学校において約1.8人である。過去のデータより、生徒数の減少割合と部活動数の減少割合を比較すると、部活動数の減少割合が小さく、生徒数は減っているが、部活動数は、あまり減っていない実態がある。生徒の部活動の安全・安心の確保や顧問の負担軽減の観点から、各学校や地域の実状を踏まえ、保護者や地域の理解を得ながら、学校規模に見合う適正な部活動数を設定する必要がある。

【取り組むべき方向性等】

- | | |
|--------|---|
| 県教育委員会 | <ul style="list-style-type: none">○ 学校における適正な部活動数の基準として、「1つの部に2人以上の顧問を配置することができる部活動数が望ましい」ことを示すとともに、持続可能な部活動運営に向けた取組を関係団体と連携して進めること。 |
| 学 校 | <ul style="list-style-type: none">○ 各学校は、県教育委員会が示す基準を踏まえ、学校や地域の実態に応じた部活動数の適正化に向けて検討を進めること。なお、中学校においては、生徒や保護者、地域や通学区域内の小学校等に説明して理解を得ながら、市町村教育委員会と連携し、取組を進めること。 |

第3 部活動に関わる教職員の負担軽減に向けて

【現状及び課題等】

部活動の土日祝日の大会引率や役員業務、学校に常設していない部の大会引率等は、部活動に関わる教職員の負担になることもある。中学校においては、単独での指導や引率のできる「部活動指導員」の配置が各市町村で進んできているものの、未配置の市町村もある。教職員の負担軽減や生徒の安全面等の観点から、県教育委員会の生徒引率に係る方針の見直しや学校体育団体・学校の文化部に関連する団体の引率規定の見直しについて、更に協議を進める必要がある。

【取り組むべき方向性等】

- | | |
|---|---|
| 県教育委員会 | <ul style="list-style-type: none">○ 「教職員の多忙化解消」に関する教職員の負担軽減に向けた取組（大会引率や役員業務の縮減等）を、関係団体等と連携して進めること。○ 日常的な指導の実態を踏まえ、県立高校における生徒引率の在り方について検討すること。 |
| 学校体育団体
スポーツ競技団体
学校の文化部に
関連する団体 | <ul style="list-style-type: none">○ 大会引率の規定の見直しについて、教職員の負担軽減や生徒の安全面等の観点から、関係団体と検討すること。 |
| 学 校 | <ul style="list-style-type: none">○ 中学校においては、市町村教育委員会と連携し、部活動指導員の一層の活用について検討するとともに、顧問と部活動指導員の連携による指導を進めること。○ 高等学校においては、県教育委員会の生徒引率に係る方針を踏まえ、適切な部活動運営を図ること。 |